

警察予備隊令施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）第八條第三項及び第四項の規定に基き、この政令を制定する。

警察予備隊令施行令（昭和二十五年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第十三條の次に、次の十一條を加える。

（警察官の服制）

第十四條 警察官の服制は、別表第一のとおりとする。

（給与の基準）

第十五條 第十六條及び第十七條に定めるものを除くの外、長官に対しては、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一條第一号から第十八号までに掲げる者の例により、次長、長官副警官、官房長、局長、課長及び部員（以下「次長等」という。）

並びに事務官に対しては、一般職の職員の例により、それぞれ給与を支給する。但し、次長等に対しては、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給しない。

2 警査長、一等警査及び二等警査に対しては、俸給を、一等警察士補、二等警察士補及び三等警察士補に対しては、俸給及び扶養手当を、一等警察士補等以外の警察官に対しては、俸給、扶養手当、食事手当及び宿舍手当を支給する。但し、一等警察士補のうち、管舎外に居住することを許可された者に対しては、食事手当及び宿舍手当をも支給する。

3 警察官には、前項に規定する手当以外の手当は支給しない。

4 第一項の規定により一般職の職員の例にそのままよることができない場合には、必要な調整の措置については、総理府令で定める。

（職員の俸給表）

第十六條 長官及び次長等の俸給月額は、別表第二に定める額とする。

2 課長、長官秘書官及び部員の職務の級及び俸給は、その資格、任務及び責任に基き、警察官の職務の級及び俸給並びに類似の一般職の職員の職務の級及び俸給の基準に適用するものとする。

3 一等警察士補等の俸給日額は、別表第三に定める額とする。

4 警察官の俸給月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一に定める額とする。

（初任給等の基準）

第十七条 新たに職員となつた者の俸給の号数及び一の俸給表の適用を受けていた職員が他の俸給表の適用を受けるに至る場合の俸給の号数並びに職員の昇給の基準は、別に政令で定める。

（警察官の扶養手当等）

第十八条 警察官の扶養手当、食費手当及び宿舍手当の額は、別表第四に定める額とする。

2 食費手当又は宿舍手当の支給を受ける警察官が食事を給与され、又

は管舎に居住し、若しくは無料施設宿舍を貸与された場合は、食費手当又は宿舍手当は、その定額の範囲内で長官の定める額を控除して支給する。

（警察官の俸給等の支給）

第十九条 警察官の俸給、扶養手当、食費手当及び宿舍手当（以下本条において「給給等」という。）の支給に關し必要な事項は、総理府令で定める。

2 警察官の恩給等の計算又は俸給等の減額については、俸給等の日額の三十倍に相当する金額をその月額とする。

（特別退職手当）

第二十条 昭和二十五年十二月十六日前において採用された一等警察士補等が引き続き二年の期間を勤務したときは、六万円の特別退職手当を一回に限り支給する。但し、その期間内に懲戒の処分を受けた者に対しては、情狀により、その額の三分の一以下の金額を減額して支給

することができらる。

2 前項の一等警察士補等が、同項の期間の満了前に公務のため死亡した場合は、一等警察士補等以外の警察官に昇任して一等警察士補等としての勤務期間と通算して同項の期間を勤務した場合においては、同項に規定する特別退職手当の金額の範囲内で総務府令で定める金額の特別退職手当を支給する。前項但し等の規定は、この場合に準用する。

3 前二項の場合における期間は、月によつて計算する。

4 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）の規定は、別に政令で定めるものを除いては、警察官には適用しない。

（養老の給付等）

第二十一条 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）は、警察官には適用しない。

2 警察官が公務によらないで負傷し、又は疾病にかかつた場合には、

国家公務員共済組合法中養老の給付及び遺養費の支給に関する規定の例に従い、養老の給付又は遺養費の支給を行う。

（賞与品）

第二十二条 警察官に対しては、別表第五の品目を賞与する。

2 前項の規定による賞与品の賞与条件及び員数は、総務府令で定める。

（給与品）

第二十三条 一等警察士補等に対しては、別表第六の品目及び、食事手当を受ける旨を除き、食事を給与する。

2 前項の規定による給与品の給与条件及び員数は、総務府令で定める。
（大蔵大臣との協議）

第二十四条 内閣総理大臣は、第二十五条第四項、第十九条第一項、第二十条第二項、第二十二條第二項及び前条第二項の規定により総務府令を定めようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議するものとする。

昭和25年8月14日

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十五年八月十四日から適用する。

2 (一) 一等警士補等以外の警察官の俸給の額
 (二) 一等警士補等以外の警察官の俸給の日額は、当分の間左表において、その階級に応じて定められた一般職の職員の給与に関する法律別表第一の俸給の額及び号に対応する俸給月額に最下欄に掲げる倍率を乗じて得た額の三十分の一の額とする。この場合において十円未満の端数があるときは、その額が五円以下のときは、五円とし、五円をこえるときは十円とする。

階級	法律別表第一の俸給の額及び号		倍率
	甲	乙	
警監	十五級	十四級	一、五
警正	十一級	十級	

階級	法律別表第一の俸給の額及び号		倍率
	甲	乙	
警正	十二級	十一級	一、四
警士長	九級	八級	
警士	七号	八号	一、三
警士	七号	八号	

3 長官及び次長等の俸給並びに前項に規定する警察官の俸給の額は、国家公務員の基本給が、改訂された場合には、当該改訂における計算の基礎を考慮して再計算するものとする。

内閣総理大臣 吉田 茂

大坂大臣 池田 勇人

雨 衣		作 業 帽		夏 帽			
製 式	地 質	製 式	地 質	帽 章	製 式	地 質	製 式
肩鼻え帯個 に覆り革をコイ 左一部ン吊一 右個に二二行ルコ 各及頭個個にテ 一布をつつ 個黒留つつけの式 の色めける折と 肩ボのる。えし 背タ黒。ボリ、 をン色 背ケと長 つ三ボ 面ツしは け網タ はト、は るをン すは吻滴 。つ四 そ左部宜 そけ個 を右にと でるを さ各黒す に。つ き一色る。 左 け、個の。 右 頭、黒とボえ 各 中、色しタリ 一 個、隠帽ンは	渡耐色 のラシヤ 又は防 水布と する。	帽に八 章各角 皮二式 び個丸 あの帽 ごはと ひとし もを、 はつと つけも けるぎ ない。 前ひ さしを つけ、 兩	作業 服に 同じ。	た金 も属 の製 との し銀 色 台は 地と は及 紺び 色金 の属 ラ製 シの ヤ金 と色 す日 章を 組み 合	ける船 た。型 金めと 色ごし ボひ、 タもと ンのも 各兩ぎ 一端れ 想はの で、前 留帽ひ めのさ る両し 。側及 にび おあ いご てひ 日章 を	夏服 に同 じ。	に長 折ス つボ けん ボと ケし ン、 トを 各の 一寸 をは つシ ける グル とし、 前面

長 半 短	靴 靴 靴
	のそでボタンをつける。 黒色又は茶色の革製とする。

備 考

1. 制式の形状及び方法は、長官が定める。
2. 土地の状況又は勤務の性質により必要を特殊の帽、防寒具又は、
弾具の制式は、内閣総理大臣の承認を得て、長官が定める。
3. 特別の必要があるときは、長官は、この政令に定めた服制中、地
及び附属品材料について臨時に特例を設けることができる。

別表第三

警察予備隊一等警察士袖等俸給表

区分	俸給					日額
	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	
一等警察士袖	二四〇	二五〇	二五五	二六〇	二六五	二七〇
二等警察士袖	二二〇	二二五	二三〇	二三五	二四〇	二七五
三等警察士袖	二〇〇	二〇五	二一〇	二一五	二二〇	二八〇
警察查長	一八〇	一八五	一九〇	一九五	二〇〇	
一等警察本	一六五	一七〇	一七五	一八〇	一八五	
二等警察本	一五〇	一五五	一六〇	一六五	一七〇	

裏面白紙

別表第四

警備手當、警備官扶養手當、食事手當及び宿舎手當表

階級	手當	扶養手當日額		食事手當日額	宿舎手當日額
		妻及び子のうち一人につき	その他扶養親族一人につき		
警備監及び警備監補		二〇円	一五円	五〇円	四〇円
一等警備正、二等警備正及び警備士長		二〇円	一五円	四五円	三〇円
一等警備士及び二等警備士		二〇円	一五円	四〇円	二五円
二等警備士補及び三等警備士補		二〇円	一五円	三〇円	一五円

別表第五

貸与品目表

- 一 夏服上衣及びスボン
- 二 作業服上衣及びスボン
- 三 夏帽
- 四 作業帽
- 五 雨衣
- 六 長靴
- 七 半長靴
- 八 短靴
- 九 膠草
- 一〇 階級章
- 一一 手袋
- 一二 指じょう
- 一三 密筒
- 一四 密巻
- 一五 背のう
- 一六 雑のう
- 一七 飯ごう
- 一八 水筒
- 一九 照ブラシ
- 二〇 洗ブラシ
- 二一 洗濯ブラシ
- 二二 土地の状況又は請負の性質により必要がある場合において
特殊の帽、防寒具及び興ねん

別表第六

絵与品目表

- 一 手袋
- 二 夏シャツ及びスボン下
- 三 靴下

裏面白紙

理由

醫事予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）第五條第三項及び第四項の規定に基づいて、醫事予備隊令施行令（昭和二十五年政令第二百七十一号）の二款を正す必要がある。